

事務連絡
令和3年5月9日

各地方農政局農村振興部長 殿
(内閣府沖縄総合事務局農林水産部長、
国土交通省北海道開発局農業水産部長
及び北海道農政部長宛は参考送付)

農村振興局整備部設計課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域が変更された場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）、同法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）が公示されている。

令和3年5月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の延長及び区域の変更が公示されたところであり、今後、対象区域が変更された場合は、下記の通知に基づき適切に対応されたい。

なお、直轄工事及び業務の設計変更については、引き続き「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について」（令和2年4月28日付け農村振興局整備部設計課長通知）により取り扱うものとするので遺漏なきよう措置されたい。

このことについて、管内の都府県に対して参考送付するとともに、その際、関係市町村等へも参考送付されるよう依頼されたい。

記

1 緊急事態措置区域に追加された場合

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房参事官（経理）通知）の記の1及び3

2 重点措置区域又は重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域に追加された場合

「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和3年4月7日付け3予第46号大臣官房参事官（経理）通知）

3 緊急事態措置区域、重点措置区域のいずれも対象区域外となった場合

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房参事官（経理）通知）の記の2及び3

【担当】

農村振興局整備部設計課施工企画調整室
施工基準班 國分・福島
電話番号 03-3502-6094（内線5513）